

233. 博物館，公民館……(昭和60～平成元年)

公民館は条例によるものであって県に報告されたもので各年7月1日現在の数である。

年	博 物 館		公 民 館			
	博 物 館	博物館相当施設	計	本 館		分 館
				330 m ² 以上	330 m ² 未 満	
昭 和 60 年	20	6	301	251	15	35
61	21	6	301	247	23	31
62	21	6	306	249	28	29
63	21	6	310	255	27	28
平 成 元 年	22	6	316	261	27	28

資 料 教育庁文化課，社会教育課